

名古屋高速道路公社一般（指名）競争入札心得

（通則及び定義）

第1条 名古屋高速道路公社（以下「公社」という。）が行う工事、設計、測量、調査等（以下「建設工事等」という。）の請負又は委託契約に関する競争入札その他の取扱いについては、別に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

2 この心得において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

一 電子入札システム

公社及び公社が実施する建設工事等の入札参加者が、インターネットを利用して、入札に関する事務手続きを処理するシステム

二 電子入札

電子入札システムを使用して、電磁的記録の送受信により執行する入札手続き

三 紙入札

電子入札によらない紙媒体により執行する入札手続き

四 ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカード

五 電子ファイル

電子入札において提出書類として扱う電子文書

六 契約担当者

契約事務に携わる公社職員

七 執行担当者

電子入札において、契約担当者とともに開札に立ち会い、開札が適正に実施されたことについて確認を行う公社職員

（契約書案等の熟覧）

第2条 入札参加者は、契約書案、図面、仕様書、金額を記載しない設計書、現場説明書及び現場を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、契約書案、図面、仕様書、金額を記載しない設計書、現場説明書及び現場について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

（現場説明等への参加）

第3条 入札参加者は、現場説明が行われる場合は、公社が指定した日時に現場説明を受けなければ入札に参加することができない。ただし、事前に公社に申出をして了解を得て現場説明を受けた場合は、この限りでない。

（入札等）

第4条 入札は、紙入札又は電子入札のいずれか、あらかじめ指定した方式により執行する。ただし、電子入札の場合において、入札参加者が、ICカードの破損、パソコン等のシステム障害などやむを得ないと認められる理由により、電子入札システムの利用ができないため、公社に「紙入札方式参加承認願」を提出し、承認を受けたときは、紙入札により入札に参加することができる。

なお、電子入札における一般競争入札については、入札に使用するICカードは入札参加の申込みをした代表者又は受任者の名義により取得したもの、指名競争入札については、入札に使用したICカードが代表者又は受任者の名義で取得したものでなければならない。

2 前項ただし書に規定する紙入札による入札参加手続は、名古屋高速道路公社電子入札要領（以下「要領」という。）において定める。

3 入札参加者は、入札執行の完了(紙入札の場合は入札書が入札箱に投入された時、電子入札の場合は入札書の送信データが電子入札システムサーバに到着した時とする。以下同じ。)後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

4 入札の回数は原則として3回を限度とする。ただし、予定価格を事前に公表した場合は1回を限度とする。

(紙入札)

第5条 紙入札の入札参加者は、入札書(様式1)に必要な事項を記入し、記名押印(あらかじめ届け出た使用印鑑に限る。)の上封かんをし、入札件名及び入札者名を表記して、あらかじめ当該入札に係る入札公告又は指名競争入札執行通知等に示した日時及び場所において、契約担当者の指示に従い入札箱に投かんしなければならない。配達又は電信による入札は認めない。

2 入札書は、かい書で記入し、金額は、アラビア数字を用い、その数字の直前に金の文字を記入することとする。

(電子入札)

第6条 電子入札の入札参加者は、当該入札に係る入札公告又は指名競争入札執行通知書等に示した入札書受付締切日時までに電子入札システムにより入札書を送信することとする。この際、入札金額等の入力を正確に行い、入札書提出内容確認画面において入力内容を確認しなければならない。

2 前項の入札書受付締切日時等電子入札における日時は、電子入札システムに表示される日時とする。

3 電子入札における入札書等は、送信データが電子入札システムサーバに到着した時点で提出されたものとし、入札参加者は、入札書を送信した証拠として、入札書受付票を印刷して保管しなければならない。

4 電子入札については、この心得に定めるもののほか要領に定めるところによるものとする。

(公正な入札の確保)

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、他の事業者その他第三者に対して、自己が当該入札に参加することをみだりに表明してはならない。

3 入札参加者は、正当な理由なく他の事業者に当該入札への参加の有無の問合せをしてはならない。

4 電子入札参加者は、ICカードを他の入札参加者等に譲渡又は貸与するなどの不正な使用をしてはならない。

5 電子入札参加者は、同一場所で他の入札参加者と共同共謀して入札を行う等公正な競争を妨げる行為を行ってはならない。

6 理事長は、前各項に規定する行為等が行われ、入札が公正に行われぬ又は行われなかったと判断した場合は、入札手続を延期、中止又は無効とし、契約締結後のときは当該契約を解除することができる。

(代理人による入札)

第8条 紙入札において、代理人によって入札しようとする者は、委任状を提出してなければならない。ただし、名義人及び使用印鑑が公社に登録されたものと一致する入札書を持参した者は本人とみなし、委任状の提出は不要とする。

2 代理人の資格が真実性を欠くとき、その他不適正と判断するときは、その者による入札を認めないことがある。

3 入札参加者又はその代理人は、自分が参加する入札について他の入札参加者の代理をすることができない。

4 入札参加者は、次の各号の一に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者を代理人とすることはできない。

一 契約の履行に当たり、故意に工事等を粗雑にし、又は工事等の材料の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり、公社職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
(競争参加資格又は指名の取消し)

第9条 入札参加者が次の各号の一に該当する場合は、競争参加資格又は指名を取り消すことがある。

一 公社から指名停止その他の処分を受けたとき。

二 経営、資産、信用等の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したとき。

(入札執行の協力)

第10条 入札参加者は、契約担当者の指示に従い、入札が正常に執行されるよう協力するものとする。

(内訳書の提示)

第11条 工事請負契約又は設計、測量、調査等委託契約に関する入札が行われる場合は、初度の入札に際し、当該入札書に記載された入札金額に対応した工事費内訳書又は委託費内訳書(以下「内訳書」という。)を提出(電子入札の場合は送信)するものとする。

(入札の辞退)

第12条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができ、これを理由として以後競争入札について不利益な取扱いを受けることはない。

(紙入札の辞退)

第13条 紙入札を辞退する場合は、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。ただし、電子入札における紙入札の承認を受けた者が辞退しようとする場合を除く。

一 入札執行前である場合は、入札辞退届(様式第2)を契約担当者等に直接持参して行う。

二 入札執行中である場合は、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

(電子入札の辞退)

第14条 電子入札を辞退する場合は、入札書受付締切予定日時までに辞退届を送信するものとする。ただし、入札書を送信した後は辞退できない。

2 入札書受付締切予定日時までに入札書の送信がなく、辞退届の送信もない入札参加者については、入札書受付締切予定日時を経過した時をもって失格とする。

3 紙入札の承認を受けた者が辞退しようとする場合は、開札予定日時までに辞退届を書面により提出するものとする。

(入札の取りやめ等)

第15条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、この場合において入札執行後であっても、入札を無効にすることがある。

2 入札参加者が2者未満となった場合は、原則、入札を取りやめる。ただし、入札参加者がその事実を察知できない入札方式の場合はこの限りでない。

3 天災地変が生じた場合、電子入札システムの障害の発生等により電子入札の執行が困難な場合、その他やむを得ない事由が生じた場合は、入札の執行を延期し、若しくは取りやめ、又は入札方法を変更することがある。

4 前各項の場合において、入札参加者が入札に参加するために要した費用は入札参加者の負担とする。

(紙入札の開札)

第16条 紙入札における開札は、入札終了後直ちに入札参加者の面前において行う。

2 入札参加者は、やむを得ない場合のほか、開札に立ち会わなければならない。

3 入札参加者で開札に立ち会わない者がいるときは、入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせて開札を行うことができる。

(電子入札の開札)

第17条 電子入札における開札は、執行担当者立会のうえで、開札予定日時後、速やかに行うものとする。

2 内訳書の提出を求めている場合は、契約担当者は開札予定日時までに、内訳書が適正に作成されていることを確認しなければならない。

3 入札参加者で希望する者は開札に立ち会うことができる。

4 紙入札の承認を受けた者がある場合は、契約担当者は、その者を開札に立ち会わせた上で、事前に提出された入札書の入った封筒を開封し当該入札金額及び電子くじ番号を電子入札システムに入力した後、一括開札を行うものとする。

5 紙入札の承認を受けた者が入札に立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない公社職員を立ち会わせるものとする。

(無効の入札)

第18条 次の各号の一に該当する入札(紙入札及び電子入札)は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

一 入札に参加する資格を有しない者のした入札

入札執行前において競争参加資格を有すると認められた者であっても、入札執行時において当該資格のない者である場合は、競争参加資格を有しない者に該当する。

二 委任状を持参しない代理人のした入札

三 記名押印を欠く入札。電子入札の場合は、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信していない入札

四 金額を訂正した入札

五 誤字、脱字等により意思表示が不明りょうである入札

六 明らかに連合によると認められる入札

七 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

八 電子入札において代表者が変更されているにもかかわらず変更前の名義人のICカードを使用する等ICカードを不正に使用して行った入札

九 入札書に添付して提出することが求められる工事費等の内訳書を提出しない者又は不備のある工事費等の内訳書を提出した者のした入札

十 その他入札に関する条件に違反した入札

(再度入札)

第19条 開札を行った場合において、落札とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 初度入札又は再度入札に参加しなかった者、当該入札が無効とされた者及び次条第3項の規定による最低制限価格を下回った入札をした者は、再度入札又は再々度入札に参加できないものとする。

3 電子入札における再度入札については、この心得に定めるほか要領に定めるところによる。

(落札者の決定)

第20条 工事の請負契約等の取扱いに関する細則(平成9年名古屋高速道路公社細則第2号)第5条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、予定価格が1,000万円

を超える工事の請負契約について、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札に係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者又は価格その他の条件が公社にとって最も有利なものをもって入札をした者を落札者とすることがある。

また、調査基準価格が設定されている場合においては次項に定めるところによる。

- 2 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の調査（低入札価格調査）の対象となった場合において、調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められるときは、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- 4 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじ（電子入札の場合は、要領に定めるところにより実施する電子くじをいう。）を引かせて落札者を定める。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（契約保証金等）

第21条 落札者は、契約書を作成する場合においては、次条第1項の契約書案の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付し、又は契約保証金に代わる担保を提出しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

- 2 落札者は、前項ただし書きの場合において、契約保証金の納付を免除された理由が公共工事履行保証契約又は履行保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該公共工事履行保証契約又は履行保証保険契約に係る証券を公社に提出しなければならない。
- 3 落札者は、第1項の規定により契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ現金を公社の指定する口座に振り込み、保証金領収証書の交付を受け、これに保証金提出書を添えて公社に提出しなければならない。
- 4 落札者は、第1項の規定により契約保証金に代わる担保が金融機関又は保証事業会社の保証である場合においては、当該保証を証する書面を公社に提出しなければならない。

（契約書の提出）

第22条 契約書を作成する場合においては、落札者は公社から交付された契約書案に記名押印し、落札の決定の日から7日以内に提出しなければならない。ただし、公社において必要があるときは、提出期限を変更することがある。

- 2 前項の期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失うことがある。

（契約の確定）

第23条 契約締結の効力は、公社及び落札者が契約書に記名押印した時に確定する。

（異議の申立て）

第24条 入札参加者は入札後、この心得、契約書案、図面、仕様書、金額を記

載しない設計書、現場説明書及び現場について不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(随意契約による場合の読替え)

第25条 随意契約による場合は、この心得中「入札」とあるのは「見積り」又は「見積」と読み替え必要な規定を準用するものとする。

附 則

- 1 この通達は、平成18年12月1日から施行する。
- 2 名古屋高速道路公社指名競争入札心得（9通達第7号）は廃止する
- 3 名古屋高速道路公社一般競争入札心得（9通達第13号）は廃止する。

附 則

この通達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（抄）

- 1 この通達は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成21年3月31日までに入札又は入札公告を行った工事については適用しない。

附 則

この通達は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この通達は、平成28年1月1日から施行する。ただし、改正後の名古屋高速道路公社一般（指名）競争入札心得について第18条第9号の規定は、施行日前に入札公告をし、又は指名通知した建設工事等については適用しない。

(様式第1)

入札書

金 円

(件名)

名古屋高速道路公社一般（指名）競争入札心得及び現場説明書承諾の上、
入札します。

年 月 日

住 所

入札者

氏 名

印

名古屋高速道路公社

理事長

様

電子くじ番号			
--------	--	--	--

(電子入札案件の場合のみ3桁の数字を記入)

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 入札金額は、アラビア数字をもって記入のこと。

(様式第2)

入 札 辞 退 届

(件 名)

上記について、都合により入札を辞退します。

年 月 日

住 所
入札者
氏 名

Ⓔ

名古屋高速道路公社
理事長 様

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。